



新労基発 0426 第2号
平成 30 年 4 月 26 日

新潟県造園建設業協会
会長 殿

新潟労働局労働基準部長



蛇紋岩等の取扱作業に伴う石綿粉じん等に係る留意点について

安全衛生の推進についてご協力頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、石材中の蛇紋岩については、破碎等によって石綿粉じんが発生することがあります。

このことについて、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長、化学物質対策課長より別添のとおり通知がありましたので、同封のパンフレットを併せ、会員各社にお知らせくださいますようお願いします。

なお、ご不明の点は新潟労働局労働基準部健康安全課（025-288-3505担当白倉）あてお問い合わせください。

アスベスト全面禁止

石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する全ての物の
製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されています。



石綿（アスベスト）の種類

石綿とは、天然に産出する繊維状鉱物で、
下記の種類があります。

●蛇紋石系石綿

じやもんせき

●角せん石系石綿

かくせんせき

クリンタイル（白石綿）

クロシドライト（青石綿）
アモサイト（茶石綿）
アンソフィライト
トレモライト
アクチノライト

事業者の皆さんへ

- 石綿含有製品は、在庫品についても譲渡、提供または使用が禁止されています。
- スレート等の建材、パッキン等のシール材を販売、使用する際には、その製品が石綿を含有していないことを確認してください。
- 機械製品等の輸入に当たっては、パッキンやガスケット等に石綿が含まれていないことを、あらかじめ書面や分析結果により確認してください。

※平成18年9月1日の時点で既に使用されている^{注)}物については、同日以降引き続き使用されている間は、製造等の禁止の規定は適用されません。

注) 「使用している」とは、例えば建材として建物に組み込まれている状態をいいます。なお、建物等から取り外したもの等を再利用することはできません。

※平成18年9月1日以前に製造され、又は輸入された石綿分析用試料については、製造等の禁止の規定は適用されません。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

関係法令

○労働安全衛生法（抜粋）

（製造等の禁止）

第55条 黄りんマツチ、ベンジシン、ベンジシンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

○労働安全衛生法施行令（抜粋）

（製造等が禁止される有害物等）

第16条 法第55条の政令で定める物は、次のとおりとする。

四 石綿

九 第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の1パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物

※石綿及び石綿含有製品は、製造や取扱いの過程で労働者に重大な健康障害を生ずるため、労働安全衛生法で製造や輸入が禁止されています。この規定に違反すると、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられるとともに、両罰規定により法人なども罰金刑を科せられます。

● 製造等禁止前に使用されていた主な石綿（アスベスト）含有製品

製品の種類		主な用途
建材	石綿セメント円筒	煙突など
	押出成形セメント板	建築物の非耐力外壁及び間仕切壁
	住宅屋根用化粧スレート	住宅用屋根
	繊維強化セメント板（平板）	建築物の外装及び内装
	繊維強化セメント板（波板）	建築物の屋根及び外壁
	窯業系サイディング	建築物の外装
摩擦材	クラッチフェーシング、クラッチライニング、ブレーキパッド、ブレーキライニング	自動車用と産業用（クレーン、エレベーター等）のブレーキなど
接着剤		高温下で使用される工業用断熱材同士の隙間を埋めるものなど
耐熱、電気絶縁板		配電盤など
シール材	ガスケット	配管用フランジなどの静止部分の密封に用いられるもの
	パッキン	バルブやポンプの軸封などの運動部分の密封に用いるもの
その他の石綿製品		工業製品材料（ジョイントシート、石綿布など）、実験用金網など

● 輸入製品に石綿の混入が判明し、輸入者が製品、部品の回収をした事例

- ・パッキン (鉄鋼プラント、農業機械及び焼却炉として)
- ・ガスケット (航空機用、自動二輪車として)
- ・セラミック付き金網 (学校実験用)
- ・ブレーキシュー・パッド (自動二輪車として)

石綿健康管理手帳の 交付対象業務の拡大について

～平成21年4月1日より周辺業務も対象となります～

労働安全衛生法施行令等の改正により、石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付対象業務が平成21年4月1日より拡大されます。これにより、石綿を製造し、又は取り扱う業務（直接業務）だけでなく、同じ作業場内で石綿を取り扱わない業務（周辺業務）に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある方も健康管理手帳の交付の対象となります。

なお、石綿業務に従事する又は過去に従事していた労働者に対して事業者が実施する石綿健康診断の対象業務にも周辺業務が加わります。



○健康管理手帳とは

石綿業務に従事していた方については、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管理を行っております（※）。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

なお、事業者が労働者に対して実施する健康診断の費用は、事業者の負担です。

※健康管理手帳の対象となる方は、過去に石綿業務に従事しており、その後に転職又は退職し、現在は石綿業務から離れている方となります。

○対象となる業務とは

以下の波線部の業務が、今回新たに対象として追加されました。

石綿（これをその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）の製造又は取扱いの業務（直接業務）及びそれらに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務（周辺業務）が対象です。直接業務の代表例としては以下のような作業があります。

- 車両・船舶内の区切られた空間における石綿を取り扱う作業
- 石綿の吹付け作業
- 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物等の解体作業
- 石綿製品の製造工程における作業

「周辺業務」の対象者とは？

石綿の製造又は取扱い業務（直接業務）に伴い発生した石綿粉じんによる健康被害を防止するため、関係者以外の立入禁止措置を講じるよう規定された作業場内で石綿を取り扱わない作業に従事し、石綿の粉じんにばく露したおそれがある方が対象となります。なお、当該作業に従事していた時に、石綿によるじん肺健康診断を受診されていた方は、対象となります。

○健康管理手帳の交付要件とは

次のいずれかの要件に該当する場合、健康管理手帳が交付されます。

- (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
(直接業務及び周辺業務が対象)
- (2) 下記の作業に1年以上従事していた方。（ただし、初めて石綿の粉じんにばく露した日から10年以上経過していること。）
(直接業務のみが対象)
 - 石綿の製造作業
 - 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
 - 石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業
- (3) (2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。
(直接業務のみが対象)

(注意事項)

- ① 対象者は、石綿作業に継続して従事していた方に限られます。
- ② 交付要件の(2)、(3)両方の従事歴がある方については合算することができます。(2)の従事期間の月数を10倍し、(3)の従事期間の月数に足し合わせ、合計が120ヶ月以上の場合には、手帳を受け取ることができます。
(例)：(2)に6ヶ月間、(3)に6年間従事していた場合
→(6ヶ月×10)+6年(72ヶ月)=132ヶ月≥120ヶ月
→手帳を受け取ることができます。

詳細につきましては、下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。

●「石綿にさらされる作業に従事していたのでは？」と心配されている方へ
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/roudousya2/index.html>)

●「石綿に関する健康管理手帳」の交付について
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/techo/index.html>)

●石綿健康診断及び石綿健康管理手帳の対象者の見直しに関するQ & A
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/qa/090401-1.html>)

○申請に必要なもの

離職の際には事業場の所在地を管轄する都道府県労働局へ、離職の後は申請者の住所地の都道府県労働局へ申請してください。労働局による審査後、交付要件に該当する場合には手帳が交付されます。

- ① 健康管理手帳交付申請書
- ② 申請者本人が記載した業務歴

上記①、②に加えて

- ③ 石綿作業（直接作業及び周辺作業）に従事したこと及び従事期間について記載された事業者の証明書
- ④ 事業者の証明書が得られない場合、または不十分な場合には、申請者の申立書に加えて、石綿作業に従事したこと及び従事期間について記載された2名以上の同僚者の証明書
- ⑤ 事業者の証明書、同僚者の証明書ともに得られない場合、又は不十分な場合には、申請者の申立書に加えて、事業場における石綿健康診断の本人への結果通知、社会保険の被保険者記録、給与明細、雇用保険に係る証明書を添付してください。
- 交付要件の(1)に該当する場合は、レントゲン写真、CT写真、じん肺健康診断結果証明書等も提出してください。

○申請にあたっての注意事項

- 健康管理手帳交付申請書、申請者本人が記載した業務歴、事業者の証明書、申請者の申立書、同僚者の証明書については所定の用紙を使用してください。
- 必要に応じて、申請者、事業者、同僚者の方への聞き取り調査が行われることがあります。
- 氏名、住所、電話番号等の個人情報は、健康診断の案内を通知するため、都道府県労働局より健康診断を実施する医療機関へ提供されることがありますのでご了承ください。
- 申請時に提出された書類は、レントゲン等の写真を除き返却いたしかねますのでご了承ください。
- 申請に必要なもののうち、①及び②のみでの申請は認められません。
- 健康管理手帳の詳細については都道府県労働局（安全衛生課又は労働衛生課）にお問い合わせください。

- 健康管理手帳の交付を受けられた方であっても、石綿による疾患（注）を発症し、労災請求した場合には、労働基準監督署において石綿ばく露作業従事歴等を調査の上、認定基準に基づいて業務上の疾病に該当するか否かを判断することになります。
- なお、労災請求については最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

（注） 石綿による疾患…石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚